

成果の説明書

(氏名)	鈴木 陽子	(学部)	地域政策学部
1 重要事項			
(1)教育活動			
1 演習 2 は卒論完成に向けた指導を中心とした。			
2 演習 1 は前期ではグループごとの判例研究・テーマ研究を行い、報告を行わせた。後期では個別に興味をもったテーマを選び、①どのようなテーマであるのか、②関連する判例、③先行研究についてそれぞれ報告を行わせた。			
3 基礎ゼミでは、判例研究として実際の判例を取り上げ弁護士や検察・判事に分かれて簡易な模擬法廷を行った。判例をより深く理解することと実態的な視点から権利・義務を考える機会とした。			
(2)研究活動			
法律を制定する際の法律の基礎として合理性を支える社会的、経済的、政治的事実である立法事実を用いた合憲性の判断についての研究をおこなっている。特に社会の実態とこの事実が著しく乖離していることを認める立法事実の変遷による違憲判断と、その判断における立法事実の役割について明らかにすることにより、立法事実を用いた合憲性判断の特徴を見出すことを目的として研究を行っている。			
【学会活動等】			
1 憲法学会理事(2020年10月～)			
2 憲法学会運営委員(2017年10月～)			
【論文等】			
憲法学会六十周年記念論文に論文「立法事実の役割と違憲審査基準—経済的自由に対する規制の違憲審査における立法事実」を投稿し、『日本憲法学の理念と展望』(成文堂、2022年4月刊行)に掲載予定である。			
(3)社会貢献			
1 埼玉県情報公開審査会 審査委員(2018年4月～2022年3月)			
2 その他の事項			
3 次年度以降の計画・抱負			
立法裁量の領域における平等の確保について、憲法上の権利と合憲性判断に用いられる立法事実の特徴と評価から特徴を見出し整理していく。特に家族制度について立法事実の変遷をめぐる最高裁の判断基準の一端を明らかにし、立法府の裁量領域とされる法律のメンテナンスについて裁判所が果たす補完的な役割の実態を明らかにしたい。			